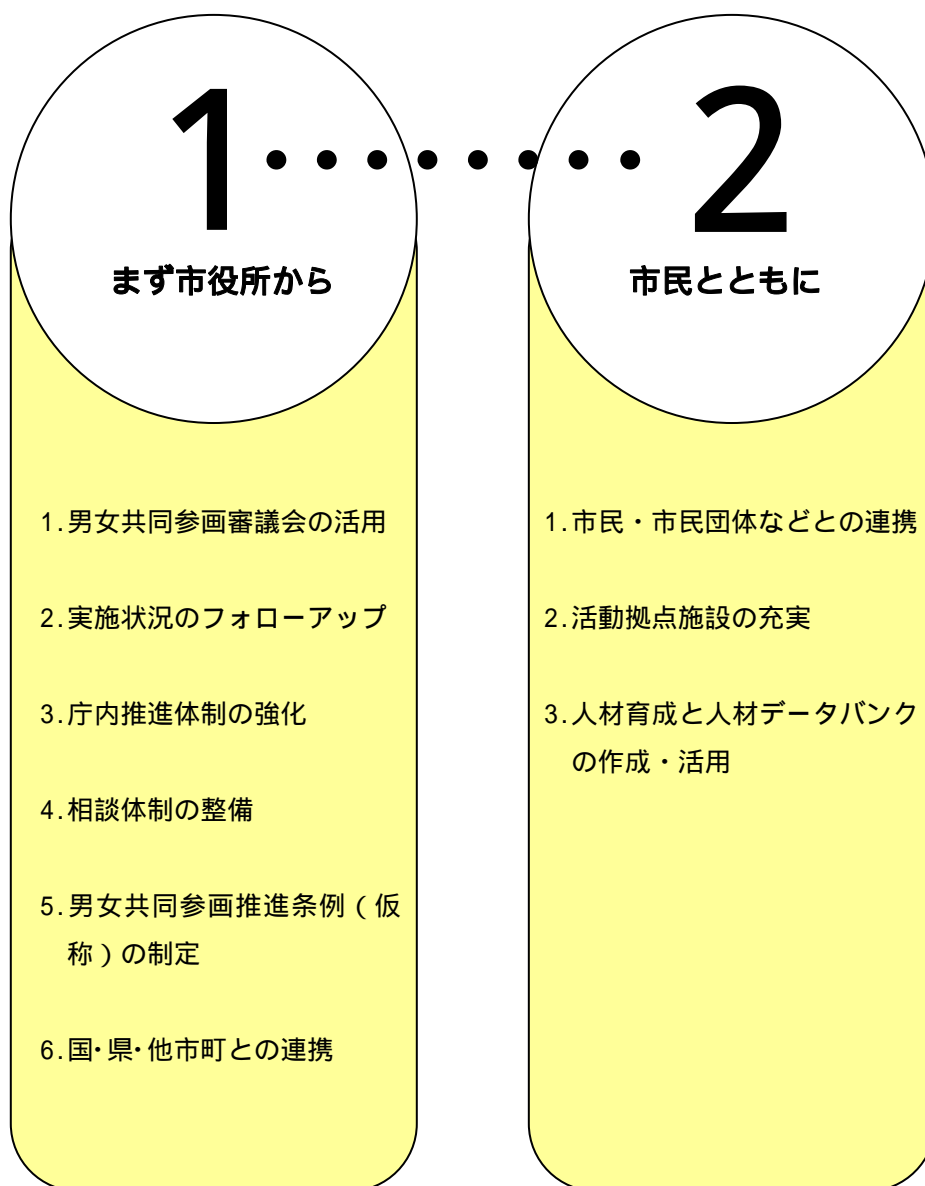


第3章 総合的な推進体制



プランの推進にとって何よりも重要なのは、市民とのパートナーシップのもと、全庁体制により、このプランに沿った取り組みを確実に実施することです。

．まず市役所から

このプランを着実に推進するため、全ての施策を男女共同参画の視点で見直すとともに、強力な庁内の推進体制を整備し、庁内外の意見を適時集約しながら施策に反映させます。

(1) 丸亀市男女共同参画審議会の活用

男女共同参画に関する施策の実施状況を監視し、施策の評価やプランの実効性を高めるための提言を行うとともに、必要であればプランの見直しも検討できる、有識者・市民団体の代表・市民などで構成された審議会を定期的開催し、その提言を施策に反映させます。

(2) 実施状況のフォローアップ

施策の進捗状況を定期的に把握し、その効果などを評価するシステムを構築するとともに、結果を市民に公表して次年度の計画実施に反映させます。また、具体的な数値目標を定め、達成に向けて努力します。

(3) 庁内推進体制の強化

「丸亀市男女共同参画推進本部」は、全庁体制によるプランの推進役として、丸亀市における男女共同参画社会の形成を促進します。

「丸亀市男女共同参画推進本部幹事会」は、施策を計画的かつ効果的に実施するために常に情報や意見の交換を行うなど、庁内各課における関連施策を総合的に調整します。

なお、幹事のうち各部総務課長は、各部における男女共同参画施策の責任者（「GEP」ジエグー・イール・パツ）として、プランの推進に取り組みます。

「丸亀市男女共同参画推進研究会」は、プランに掲げた事業の推進にあたるとともに、様々な分野で男女共同参画の視点から具体的な事項を調査・研究します。また、庁内における施策推進の理解と合意が得られるように職員の意識啓発を進めます。

「男女共同参画室」は、プランの推進に必要な施策の企画・立案・総合調整を担当し、庁内各課と連携してプランの推進に取り組むために一層の組織強化を行います。

行政に関わる全ての職員が男女共同参画に対する認識を深め、男女平等の視点を養うことができるように、男女共同参画に関する手引書等の作成、活用を進

めるとともに、研修機会や情報提供を充実させます。

(4) 相談体制の整備

関係機関と連携しながら、相談事業に関わる人材の育成・確保を行い、性別による差別、夫等からの暴力、家族関係、こころ・生き方の悩みや不安などに関する市民からの総合的な相談に対応できる体制を整備します。

(5) 丸亀市男女共同参画推進条例（仮称）の制定

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、地方公共団体の責務が明確にされました。丸亀市においても男女共同参画社会の実現に向け、丸亀らしさを生かした施策を市民や企業などと協力して実施していかなければなりません。そのため、市の基本姿勢と責務を明確に示し、市民・企業・行政が連携して取り組むことを定めた条例を制定します。

(6) 国・県・他市町との連携

男女共同参画社会の形成は、丸亀市の取り組みだけでは進みません。国や県、近隣市町と連携・協力しながらプランを推進します。

・市民とともに

男女共同参画社会の形成は、市民とともに連携しながら進めていくことで実効性が確保されます。

(1) 市民・市民団体などとの連携

市民ニーズを把握し意識の醸成を図るとともに、市民の多様な意見を施策に反映させるためには市民と市とのパートナーシップが欠かせません。このため、市民、市民団体、企業などとの連携を進めます。

(2) 活動拠点施設の充実

「男女共同参画推進ゆめ」のスペースを誰もが利用しやすい開放された場所とするため、情報の収集・提供や学習・交流の活動拠点として整備、充実させます。将来的には「男女共同参画宣言都市まるがめ」の核として市民が親しめるように、新たな活動拠点への移行を検討します。

(3) 人材育成と人材データベースの作成・活用

男女共同参画における課題は社会のあらゆる部分に関わり合うものであり、様々な分野において活動する人材の把握や育成が必要です。このため、市内外における人材のリストを整備・活用するとともに、事業推進にあたっては人材育成の視点も含めた公募制を採用するなど、市民が参画しやすい環境をつくります。

